

# 法人実務 ニュース

令和5年4月25日

## 第538号

教務部宗教法人課

宗教法人実務担当者 各位

### 「第41回宗教法人実務担当者研修会のお知らせ」

このたび下記の要項で「宗教法人実務担当者研修会」を開催いたします。  
つきましては、下記対象1名の方にご出席いただきますようお願い申し上げます。

記

#### 日時場所

令和5年6月26日(月)

午後1時30分開始～午後4時頃終了予定(午後1時より受付開始)

第三十八母屋9階大広間

#### 内容

「被害者救済法」について

最近の宗務行政について

教内の吸収合併手続きの進捗状況及び残余財産の事後処理について等

#### 対象

教区・直属の宗教法人実務担当者 各1名

※2名以上の参加を希望される場合は事前にご相談ください。

#### 申込方法

お申込みは以下のいずれかの方法で、「教区・直属名」「立場」「氏名」をお知らせください。

申込み締め切りは6月10日です。

- ① 宗教法人課 LINE 公式アカウント
- ② Eメール      hojinka@tenrikyo.or.jp
- ③ 電話          0743-63-2157



公式ライン登録用 QR コード

## 固定資産税の非課税の範囲について

Q. 「宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物および境内地」には固定資産税が課税されないと聞きましたが、具体的にはどのようなものを指すのでしょうか。また、どのような場合に課税されるのでしょうか。

A. 固定資産税とは、1月1日現在に存在する土地、家屋、償却資産などの固定資産に対し、その固定資産の所有者に課される税金です。

宗教法人が所有などして、専らその本来の用に供する境内建物および境内地は非課税として取り扱われますが、境内建物および境内地であっても宗教法人が営むことのできる公益事業およびその他の事業に使われているような場合、課税の対象とされることもあります。

### 非課税の範囲

宗教法人が所有などしている固定資産について、その用途の特殊性から、専らその本来の用に供する宗教法人法3条に規定する境内建物および境内地は非課税として取り扱われています。

#### (1) 「専らその本来の用に供する」とは

昭和26年の地方税法改正において、「その本来の用に供する」との文言が「専らその本来の用に供すると改められました。

「専ら」とは、全くという意味ではなく、仮に他の用途に供されることがあったとしても、ほとんどの場合において本来の用に供されているのであれば、ここで言う「専ら」に当たるとされています。

また「その本来の用に供する」とは、その宗教法人にとって「本来的に」欠くことのできない、本質上宗教目的に使用されるべきものであるとされています。

(続く)

## 法律・専門相談室開催のご案内

教会が当事者となる法的な問題を弁護士にご相談いただけます。

毎月25日 午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生

弁護士 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

電話番号0743-63-2157(担当：原田)

## 編集後記

4月となり、新年度を迎えそれぞれ新たな立場となられた方もたくさんおられることと思います。私の兄妹も4月からおちばの学校へ入学し、寮生活が大変だと言っておりました。私自身も天理高校を卒業しているので寮生活の大変さは分かっておりますが、おちばでしか学べないことがたくさんあるので、友達と助け合いながら日々を過ごしてほしいと思います。(太)

発行 天理教教務部宗教法人課

〒632-8501 天理市三島町1番地1

専用番号 0743-63-2157 内線番号 5208、5209

FAX番号 0743-63-3804【教務部共用】

